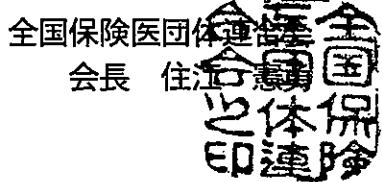


2009年5月27日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿



医療担当者の新型インフルエンザ感染への公的補償が未整備
のもとで保険医休業保障制度の加入受付再開を求める要望書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておられることに敬意を表します。

当会は、全国の開業医を中心とする医師・歯科医師10万3千人で構成し、国民医療の向上と、保険医の生活と権利を守るために活動している団体です。

さて、当会が会員のために実施している保険医休業保障共済制度（約4万6千人加入）が、2006年の保険業法の改正に伴い、「保険業」と同等の規制を受けることとなり、従来通り運営できない事態となっております。

同制度は、医師・歯科医師自身がボランティアで運営に携わるなど、非営利かつ相互扶助の制度として長年運営してきました。

開業保険医が休業を余儀なくされた場合、代診医の手当をしたり、従業員の雇用を継続することが欠かせません。こうした時の保障が受けられるなど第一線医療で活躍する開業保険医に安心感を与えてきました。例えば感染症に罹患し、休業を余儀なくされた場合も、給付を受けられます。

今般のインフルエンザ対策に開業保険医が従事する場合、感染の危機にさらされ、休診せざるを得ない事態も予想されます。そういう事態に陥った場合でも経済的保障が受けられるため、多くの医師が安心して地域医療に邁進できるなど、厚労行政の隙間を埋める役割を担うことにより、公衆衛生行政の徹底にも繋がります。

市民の健康と安心のために果たすべき医師・歯科医師の役割を鑑みると、相互扶助の制度は、益々重要性を帯びております。保険医として万一の傷病による公的な保障がほとんどない中で、発足した休業保障制度は、休業時の保障として保険医の切実な要望となっています。

つきましては、国民の命と健康を司る厚生労働大臣として、保険業法の規制から適用除外とし、保険医休業保障共済制度を従来通り運営していきますよう、特段のご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

【要望事項】

一刻も早く保険医休業保障共済制度を保険業法の適用除外とし、広範な医師・歯科医師及び患者・国民に安心を与えていただくようお願い致します。